

間々田地区新設保育所整備事業

要求水準書

令和5年8月

小 山 市

目次

1. 総則	1
1-1. 要求水準書の位置づけ	1
1-2. 本事業の概要	1
1-3. 本事業の基本理念	1
1-4. 事業方式の概要	2
1-5. 敷地概要	2
1-6. 総工事費の想定額	4
1-7. 整備対象施設概要	4
1-8. 事業範囲	6
1-9. 業務における留意事項	6
1-10. 法規制等の遵守	7
1-11. 事業スケジュール	7
2. 業務要求水準	8
2-1. 設計業務要求水準	8
3. 添付資料	12
添付資料1. 位置図	12
添付資料2-1. 敷地図	13
添付資料2-2. 敷地図（航空写真）	14
添付資料3-1. 周辺インフラ整備図（上水道）	15
添付資料3-2. 周辺インフラ整備図（下水道）	16
添付資料4. 確認済みの主な構造物・地下埋設物	17
添付資料5. 敷地現況写真	18
添付資料6. 現保育所の施設概要、児童数・職員数	20
添付資料7. 現保育所の年間行事	21
添付資料8. 遵守すべき法規制等	22

1. 総則

1-1. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、小山市（以下「市」という。）が間々田地区新設保育所整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務の水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。

ここで示す要求水準は、市が本事業に求める最低水準を規定するものである。事業者は、要求水準として具体的な記載のある内容についてはこれを遵守し、その他については、創意工夫による積極的な提案をするものとする。

1-2. 本事業の概要

間々田北保育所は昭和54年（1979年）、網戸保育所は昭和51年（1976年）に建築され、両施設とも建設されてから40年以上経過している。現在に至るまで、随時修繕を行いながら使用しているが、近年は老朽化が著しく、耐震性や設備の経年劣化、使い勝手の不便さなど様々な問題を抱えている。

これらの問題解決に向けて、市では小山市子ども・子育て支援事業計画において両保育所の今後の施設整備の方向性の検討を進めていく中で、統合して建替え整備とする方針が定められた。

本業務は、間々田北保育所及び網戸保育所を統合した新たな間々田地区新設保育所（以下「新保育所」という。）を整備するにあたり、子どもが安心・安全に過ごせる保育環境を実現すると共に、子ども・子育て支援の場として働き方や家族構成、保育ニーズの多様化に対応した質の高い保育サービスを提供する新保育所の整備を行うものである。

1-3. 本事業の基本理念

本事業の基本理念は以下のとおりである。

(1) 子どもが生活する場としてふさわしく、安心で快適な空間

- ① 子どもの最善の利益を念頭に、子どもの生活と遊びの場として、1日を安心・安全に過ごすことができる空間とする。
- ② 温かな親しみとくつろぎの場として、子ども一人ひとりが自分に合った過ごし方ができる空間とする。
- ③ 子どもの好奇心を高め、発達・成長を支える空間とする。
- ④ 防災・防犯に高い機能を有し、災害時の避難が容易な施設とする。

(2) 地域に開かれた子育て支援施設

- ① 働き方や家族構成の多様化が進む中、子育て家庭が孤立することなく安心して子育てができる子育て支援施設とする。
- ② 一時預かりや相談等で気軽に利用できる施設とする。
- ③ 障がい児や医療的ケア児の積極的な受け入れが可能な施設とする。
- ④ 地域の子育て支援イベントなど、保育事業以外に多目的な活用が可能な施設とする。

(3) 保育士等職員が働きやすい環境

- ① 保育ニーズの多様化により、現場での対応も多様化している。保育士の意見を取り入れつつ、保育士等の職員の動線や、子どもの安全を見守るための視認性に配慮した諸施設の配置とする。
- ② 全ての職員にとって働きやすい職場環境、職員間の連携が図りやすい施設とする。
- ③ 日常の清掃や維持管理がしやすい施設とする。

1-4. 事業方式の概要

本事業は、公設公営方式により実施する。

1-5. 敷地概要

(1) 敷地

本事業の敷地概要は、以下のとおりである。詳細は添付資料1～5を参照すること。

項目	内容
地名地番	小山市大字間々田791番1 他
敷地面積	約6,550㎡ ・東側 : 約1,570㎡ ・中央 : 約4,610㎡ ・西側通路 : 約370㎡
登記地目	畑、宅地、雑種地
用途地域	第1種住居地域
建ぺい率/容積率	60% / 200%
防火指定	なし(法22条・23条区域内)
高さ制限	なし
斜線制限	道路:あり、隣地:あり、北側:なし
日影規制	5.0h-3.0h / 4.0m
地区計画等	なし
その他	・敷地は令和6年度に取得予定であり、敷地を横断する通路も敷地に含まれる予定である。 ・詳細は、添付資料1～5を参照すること。

(2) 周辺インフラの整備状況

本敷地周辺のインフラ整備状況は以下のとおりである。詳細は添付資料3を参照すること。
なお、本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。

- ① 接道状況(建築基準法上の道路)
 - ・縦断:法42条1項1号道路(市道7081号線)、幅員5.0m
 - ・西側:法42条2項道路、幅員不明確

※西側道路については、令和6年度までに市で廃止する予定である。

- ② 電気、電話回線、インターネット回線
 - ・ 供給事業者へ確認、調整を行うこと。
 - ・ 引き込み方法等の詳細については、事業者の提案による。
 - ・ 敷地内を横断している電柱・電線等については、市の負担で移設する予定である。
- ③ 電話回線、インターネット回線
 - ・ 通信事業者へ確認、調整を行うこと。
 - ・ 引き込み方法等の詳細については、事業者の提案による。
- ④ ガス
 - ・ 供給事業者へ確認、調整を行うこと
 - ・ 引き込み方法等の詳細については、事業者の提案による。
- ⑤ 上下水道
 - ・ 原則、縦断している市道7081号線から引き込むこと。
 - ・ 詳細については、小山市建設水道部上下水道総務課及び上下水道施設課と協議すること。

(3) 地質調査

地質調査は、建築設計業務において実施するものとし、その結果に応じて必要な対策を講じること。

(4) 埋蔵文化財の状況

本敷地は埋蔵文化財の包蔵地に該当していない。

(5) 土壌汚染状況

土地履歴から汚染は認められていないが、汚染が発見された場合、市の責任で対処を行うものとする。

土壌汚染対策汚染法、土砂条例に基づく手続きは、市が行うものとする。

(6) 確認済みの主な既存の構造物及び地下埋設物の状況

本敷地にある現状の構造物等の詳細は、添付資料4を参照のこと。

(7) 農地の状況

本敷地の一部の農地に関する手続きは、市が行うものとする。

1-6. 総工事費の想定額

9億8,000万円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 建築工事費（電気設備工事費及び機械設備工事費を含む）、外構工事

※ 工事とは別に発注することになる什器備品費を含む

1-7. 整備対象施設概要

施設の設置基準については、児童福祉施設設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に適合していることとする。ただし、乳児室の面積については「3.3㎡/1人」を基準とする。

(1) 定員

本事業で整備する新保育所の想定定員は150名とする。年齢ごとの定員は以下のとおりである。

参考として、現保育所の児童数・職員数は、添付資料6を参照すること。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
人数	12	24	24	30	30	30	150
クラス	2	2~4	1~2	1~2	1~2	1~2	6~14

※ クラス数は、定員の弾力化や入所児童の状況に応じて、間仕切り等で調整することを想定している。

※ 定員の弾力化の場合も、児童福祉施設設備及び運営に関する基準に適合すること。

(2) 職員数（想定）

本事業で整備する新保育所の職員数（想定）は以下のとおりである。ただし、定員の弾力化や入所児童の状況に応じて増減する可能性がある。

職種	人数	備考
保育士	50	所長、副所長 2、主任保育士 2、正規雇用職員（会計年度フルタイム含む）30、会計年度短時間 10、朝夕パート 10
看護師	2	
調理員	5	
用務員	2	
計	59	

※ 職員数はフルタイムに換算した場合の実働人数であり、実際の職員数はこれより多い。

(3) 構成・規模

新保育所は、以下の施設・諸室等で構成されるものとし、床面積の合計は1,600㎡程度（増減10%程度）とする。なお、以下に示す諸室等は、他の諸室等への併設や兼用について検討し、施設規模の適正化を図ることとする。

施設	諸室等
園舎	乳児室（3.3㎡/1人）、ほふく室（3.3㎡/人）、調乳室、沐浴室、保育室、一時預かり室、乳児プレイルーム、幼児遊戯室（ステージ付）、相談室、職員室、会議室、ランチルーム（幼児2～4クラス想定）、医務室、洗濯室、児童用トイレ、職員用トイレ、更衣室、職員休憩室、調理室・アレルギー用調理個室、資料室、倉庫 等 ※2階に保育施設を設ける場合は、エレベーター1基（給食の配膳兼用）及び避難用の施設（すべり台等）を設けること。
園庭	未満児用の園庭及び遊具の区分け、 運動会を想定したトラック（走路）、 水飲み・足洗い場、組立プール設置場所（10m×10m程度）
屋外付帯施設	屋外倉庫、ごみ集積場 等
駐車場・駐輪場	駐車場・駐輪場

(4) 運営時間

新保育所の主たる使用時間は、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から翌1月3日まで）を除く、7:30～19:30を予定している。運営は市が行う。

(5) 新保育所の年間行事（想定）

年間行事（想定）は以下のとおりである。

参考として、現保育所で実施している年間行事は、添付資料7を参照すること。

月	行事	月	行事
4	入所式、 こども蛇まつり	10	運動会、十三夜、ハロウィン 尿検査、内科・歯科検診
5	災害時引渡し訓練、 尿検査、内科・歯科検診	11	七五三、親子遠足
6	プール開き	12	生活発表会、クリスマス会、 マラソン大会、作品展
7	七夕、夏祭り	1	お正月遊び、修了児遠足
8	プール納め	2	節分
9	十五夜	3	ひな祭り、 お別れ会、修了式、進級式

1-8. 事業範囲

本要求水準に沿って事業者へ提案を求める業務は、以下のとおりである。

設計業務	・ 建築設計業務 ・ 外構設計業務 ・ 家具計画業務	詳細は2-1を参照すること。
------	----------------------------------	----------------

1-9. 業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 事業の適正な遂行

- ・ 本事業の概要、基本理念、市の意図を十分に考慮すること。
- ・ 本事業の各業務を確実に遂行できるスケジュール・体制とすること。
- ・ プロポーザル時の提案を検討の基本とするものの、そのまま設計案となるものではなく、契約後の市との協議により内容を決定していくこと。
- ・ 子ども、保護者、保育士、その他関係者等、市が意見を求めるために設定した機会を得られた意見を尊重し、各業務に反映させるよう努めること。

(2) リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保

- ・ 契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、業務期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じること。
- ・ 契約書で定める業務期間において、確実に本事業の継続性を確保できる体制を構築すること。

(3) 再委託の制限

- ・ グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）は、自己が担う業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・ 業務の一部を委託することにより、本事業を円滑で効率的に推進できるなど委託を行う客観的合理性が認められ、かつ、市の書面による事前の承諾があれば、自己が担う業務の一部を第三者に委託することを可能とする。ただし、この場合においても、委託先の第三者には、業務遂行に当たって、構成企業と同様の責任が及ぶことを明示すること。
- ・ 構成企業は、市の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡することはできない。

(4) 個人情報の保護及び秘密の保持

- ・ 事業者は、業務を実施するにあたり知り得た市民、職員等の個人情報を取り扱う場合においては、漏えい、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか関連法令に準拠して講じ

るものとする。

- ・業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(5) その他

- ・市内で産出、生産又は製造される資機材で、規格品質が設計の仕様に適合すると認められる場合は、原則としてこれを採用するよう努めること。
- ・本事業に関連する業務については、原則として市内業者が受注できるように努めるとともに、雇用についても地元採用に努めること。

1-10. 法規制等の遵守

本事業の遂行にあたっては、添付資料8に示す法令・条例等を遵守するとともに、各種参考基準・指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参照すること。各法規制等は最新版を適用すること。

なお、添付資料8への記載の有無に関わらず、本業務に必要な法規制等については遵守すること。

1-11. 事業スケジュール

本事業の想定スケジュールは、以下のとおりである。

設計業者選定・契約	令和5年8月	～	令和5年12月
設計業務	令和6年1月	～	令和6年10月
工事業業者選定・契約	令和6年10月	～	令和7年1月
工事	令和7年1月	～	令和8年1月
開所準備	令和8年1月	～	令和8年3月
新保育所開所	令和8年4月（予定）		

2. 業務要求水準

2-1. 設計業務要求水準

(1) 基本事項

① 業務の範囲

事業者は、本要求水準書、仕様書、事業者提案、契約書等に基づき、以下の設計業務を行うものとする。なお、設計業務に先立って敷地測量業務を別途発注する予定である。

設計業務	<ul style="list-style-type: none">・ 建築設計業務・ 外構設計業務・ 家具計画業務	<ul style="list-style-type: none">・ 基本設計、実施設計・ 地質調査業務・ 本事業の実施に必要な許認可申請等・ 別発注となる什器備品の配置計画、リストの作成・ 設計説明に伴う資料作成等
------	--	---

② 業務の期間

・ 契約締結から令和6年10月31日（木）まで

(2) 設計業務の基本方針

本事業の基本理念を念頭に、以下の基本方針に基づいて設計業務を行う。

① 子どもが生活する場として心さわしく、安心して快適な空間

- ・ 子どもの意見を尊重し、設計内容に反映するよう努めること。
- ・ 子どもの最善の利益を念頭に、子どもの生活と遊びの場として、1日を安心して楽しく過ごすことができる空間とする。
- ・ 温かな親しみとくつろぎの場として、子ども一人ひとりが自分に合った過ごし方ができる空間とする。
- ・ 子どもが長時間過ごす施設として、心理的に安定して過ごせる快適な室内空間とする。
- ・ 子どもの好奇心を高め、発達・成長を支える空間とする。
- ・ 安全性・衛生面に配慮した施設とする。
- ・ 災害発生時も安全な居場所となるよう配慮する。
- ・ 避難時の誘導が速やかに行われるよう、わかりやすい動線計画とする。
- ・ 不特定の者がみだりに建物内に入ってくることをないよう適切な防犯機能を備える。

② 地域に開かれた子育て支援施設

- ・ 全ての利用者が安心、安全に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。
- ・ 一時預かりや相談、特別な事情への対応を踏まえた計画とする。
- ・ 障がい児や医療的ケア児の積極的な受入れが可能な施設とする。
- ・ 地域の子育て支援イベントなど、保育事業以外に多目的な活用が可能な施設とする。
- ・ 建物の外観は、周辺環境及び景観との調和を図るとともに、利用者や地域に親しまれるデザインとする。

- ③ 保育士等職員が働きやすい環境整備
 - ・ 職員の意見を積極的に取り入れる。
 - ・ 子どもの安全を見守るための視認性や施設管理に配慮した諸施設の配置とする。
 - ・ 全ての職員にとって働きやすい職場環境、職員間の連携が図りやすい施設とする。
 - ・ 入所する子どもの数や職員数の変動をはじめ、状況の変化に柔軟に対応できる諸室の構成、家具等の配置とする。
 - ・ 日々の清掃やメンテナンス性を考慮したデザイン、仕上げとする。
- ④ 地球環境への配慮
 - ・ 施設整備から運営、将来の施設解体に至るまで、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、環境負荷低減技術の導入を図り、環境保全に寄与するよう努める。
 - ・ S D G s のゴール達成、Z E B、カーボンニュートラルへの対応を考慮する。

(3) 設計業務の要求水準

- ① 事前調査、前提条件の整理
 - ・ 設計にあたって必要となる事前調査、地質調査等を実施すること。
- ② 配置計画
 - ・ 敷地形状や特性を踏まえた敷地の有効活用、周辺環境に配慮した配置計画とすること。
 - ・ 通常時はもとより、災害発生時の敷地内避難経路が分かりやすい動線計画とすること。
 - ・ 園舎及び園庭は市道7081号線の西側に配置し、主な駐車場は同市道の東側の敷地に配置すること。
- ③ 建築物の平面・立面計画
 - ・ 定員の弾力化や保育ニーズの変化に柔軟に対応できる諸室の配置とすること。
 - ・ 各諸室は他の諸室等への併設や兼用について検討し、施設規模の適正化を図ること。
 - ・ 子どもの見守りが容易となるよう視認性に配慮した計画とすること。
 - ・ エントランス周辺や駐車場からの動線は雨天時の送迎にも配慮した計画とすること。
 - ・ 相談室等は個人のプライバシーに配慮した計画とすること。
 - ・ 新保育所で業務を行う職員の会議・研修会等ができる空間を設けること。
 - ・ 近隣の家屋等に対する騒音、日影、視線、電波障害等に配慮した計画（施設配置、高さ）とするとともに、必要な対策を施すこと。
 - ・ 小山市都市景観条例に基づいた色彩計画とすること。
- ④ 建築物の構造・仕様計画
 - ・ 構造体はⅡ類（重要度係数 $I = 1.25$ ）、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類とする。
 - ・ 主要構造部は、関係法令、工期、空間デザイン、環境への配慮、建設コスト等を総合的に勘案して計画すること。
 - ・ 中長期的なコスト削減の観点から長寿命化が図られる構造とすること。
 - ・ 外装は昨今の異常気象による強風、豪雨等に配慮すること。
 - ・ 内装は木質化に努めること。
 - ・ 材料及び工法は、耐久性、ライフサイクルコストを踏まえて維持管理が容易なもの、簡単な施工方法のものとする。

⑤ 設備計画

- ・省エネルギー設備の採用や自然エネルギーの活用など、環境負荷の低減に配慮した計画とすること。
- ・子どもの発達や運動能力を考慮した計画とすること。
- ・輻射式の冷暖房設備など、子どもに配慮した設備の採用を検討すること。
- ・設備機器等の更新等に柔軟に対応できるようにするとともに、必要となるメンテナンスに配慮した維持管理しやすい計画とすること。
- ・調理室は基より、食品の一時保管等を行う調理関連諸室にも空調設備を計画すること。
- ・落雷、風水害、断水、停電及び火災等の災害を考慮して計画すること。
- ・防犯カメラや入退室管理システムの導入等、適切なセキュリティ機能を確保すること。

⑥ 外構計画

- ・敷地形状や特性を踏まえ、敷地の有効活用ができる配置計画とすること。
- ・敷地の地形・地質及び周辺環境を考慮し、施工及び維持管理の容易性、経済性等を総合的に勘案して計画すること。
- ・耐久性や美観に配慮すること。
- ・芝生や植栽などを取り入れ、緑化に努めること。
- ・園庭は、子どもの健全な発達に資する空間構成とすること。
- ・不審者の侵入防止や園庭で遊ぶ子どもの見守りを考慮した計画とすること。
- ・フェンスや門扉は、防犯と開放感のバランスに配慮した計画とすること。

⑦ 雨水排水計画

- ・園庭の水はけに配慮した計画とすること。
- ・地質調査の結果を基に、栃木県開発指導要綱の基準をできる限り準拠して計画すること。
- ・浸透構造を持つ施設（排水・集水升・舗装等）をできる限り取り入れるようにすること。
- ・接続する雨水排水路等は、事前に市と協議の上、決定するものとする。

⑧ 駐車場・駐輪場計画

- ・平面駐車場とすること。
- ・北側の住宅地や周辺道路の交通の妨げにならないよう配慮した計画とすること。
- ・標準の駐車マスのサイズは2.5m×5.5mを標準とすること。
- ・50台程度が駐車できること。うち思いやり駐車スペースを2台以上設けること。
- ・上記に加え、バリアフリー法に基づいて身体障がい者用駐車場を園舎のエントランス付近に2台以上設けること。
- ・園舎のエントランス付近に駐輪場を設けること。
- ・歩行者及び車いす、自転車、自動車の動線をできる限り明確に分離し、保護者や職員が利用する上で、安全かつ利便性の高い動線が確保できるよう計画とすること。
- ・原則アスファルト舗装とし、沈下・不陸及び段差等を生じない構造とすること。

⑨ 本事業の実施に必要な許認可申請等の行政手続

- ・本事業の実施に必要な行政手続を行うこと。
- ・各種申請の際は、事前に市に説明の上、確認を受けるものとする。
- ・許認可等の取得時には、市にその旨の報告を行うこと。

⑩ 什器備品計画

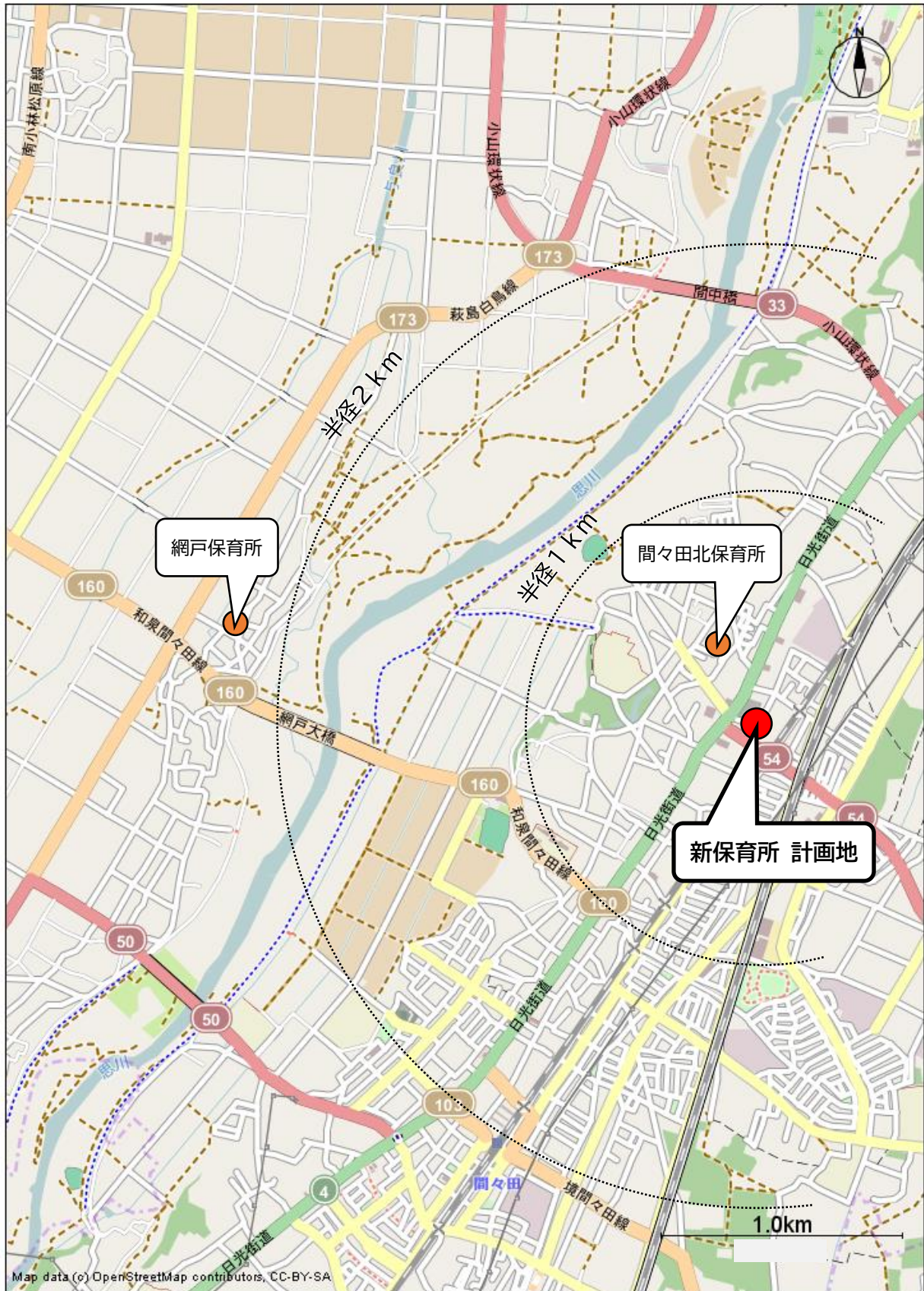
- ・ 工事とは別に発注することとなる什器備品について、施設内の配置計画及びリスト（種類、仕様、寸法、参考製品）を作成すること。
- ・ 建築設計と連携して保育所の機能を高める什器備品を選定すること。
- ・ 子どもの安全性に配慮した家具を選定すること。
- ・ 定員及び職員数など保育状況の変化に応じて柔軟に対応できる家具を選定すること。

⑪ 設計説明に伴う資料作成等

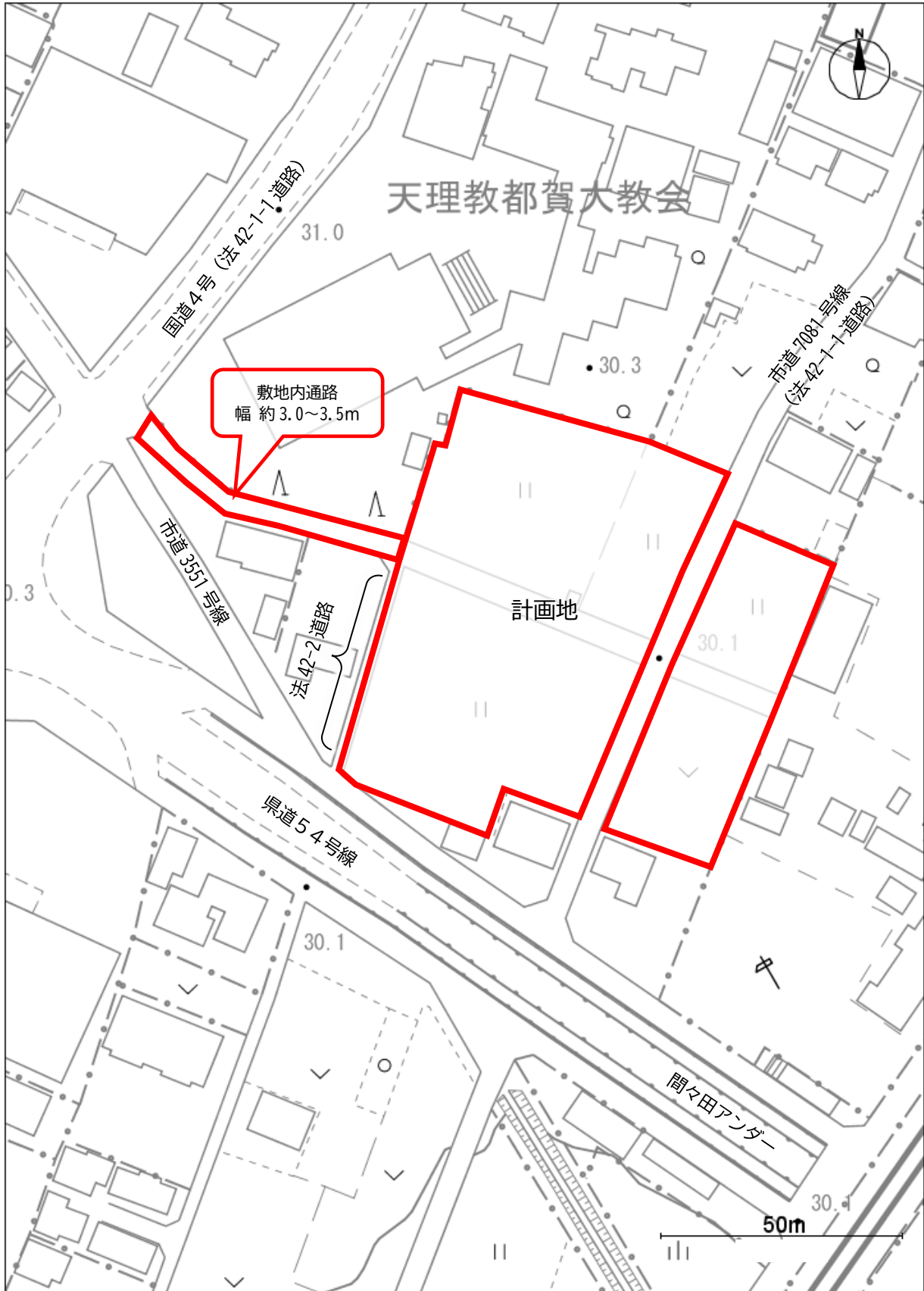
- ・ 入園予定の児童、保護者や近隣住民等に理解を得るための説明に協力すること。

3. 添付資料

添付資料1. 位置図



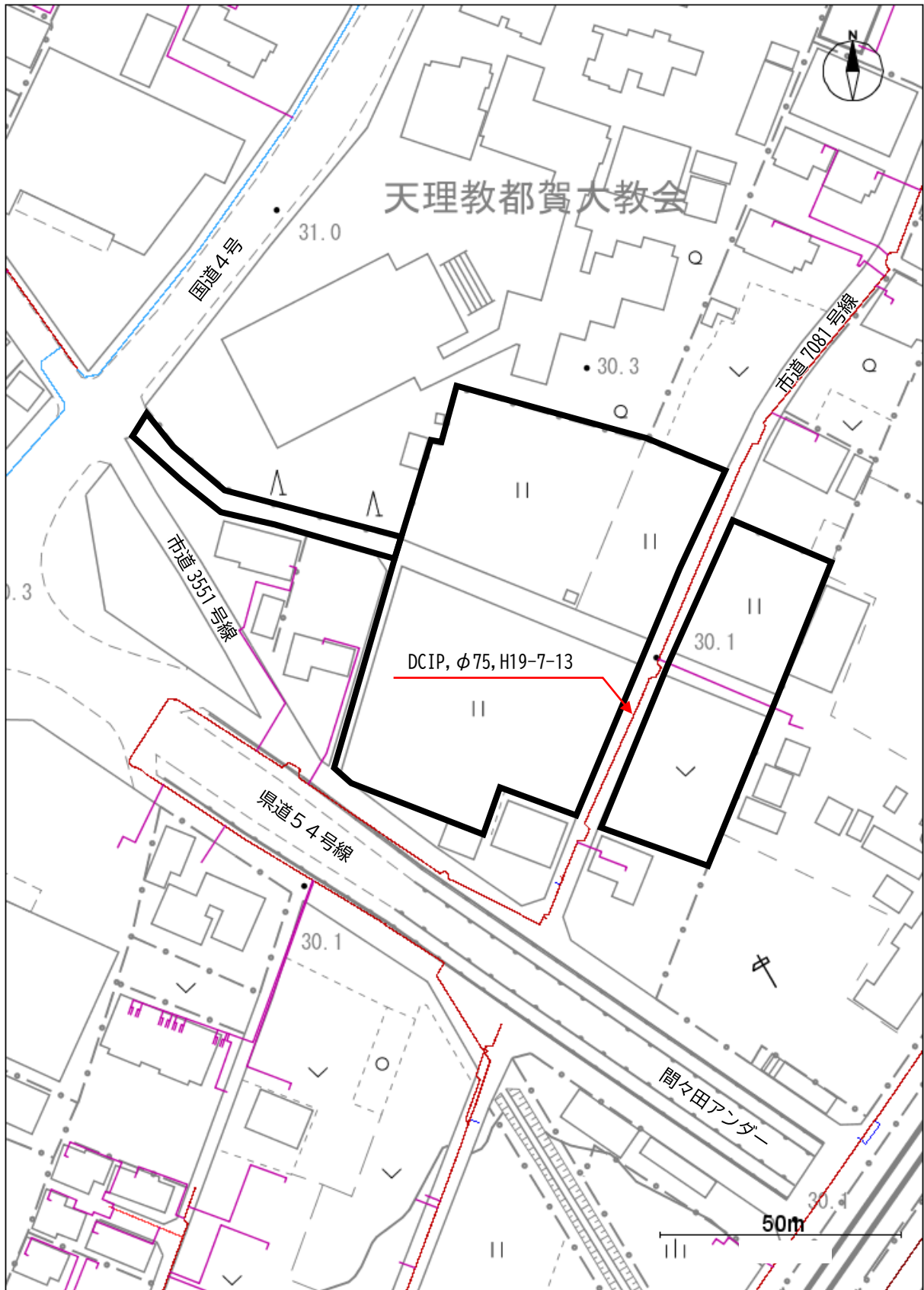
添付資料2-1. 敷地図



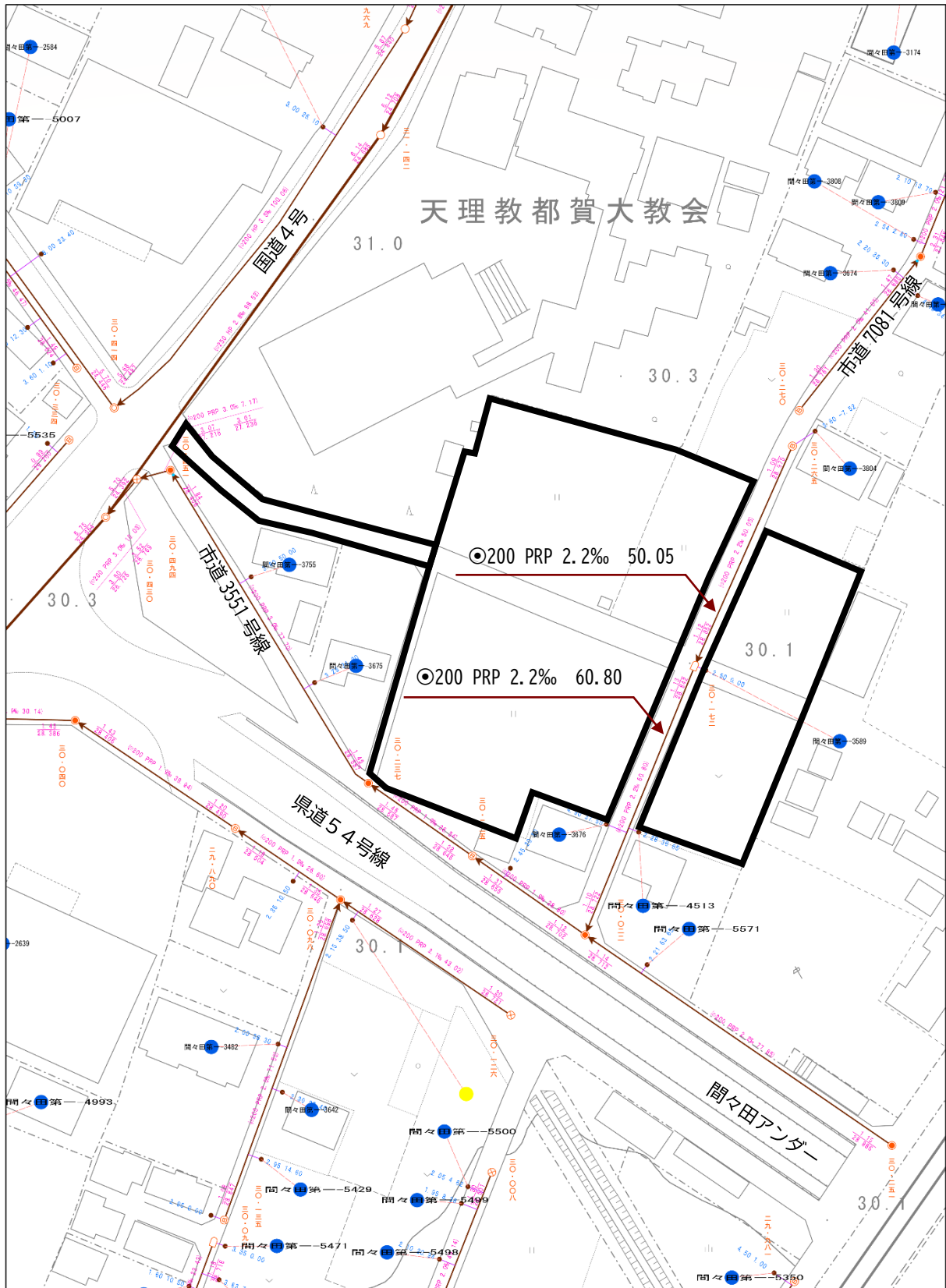
添付資料2-2. 敷地図 (航空写真)



添付資料3-1. 周辺インフラ整備図（上水道）



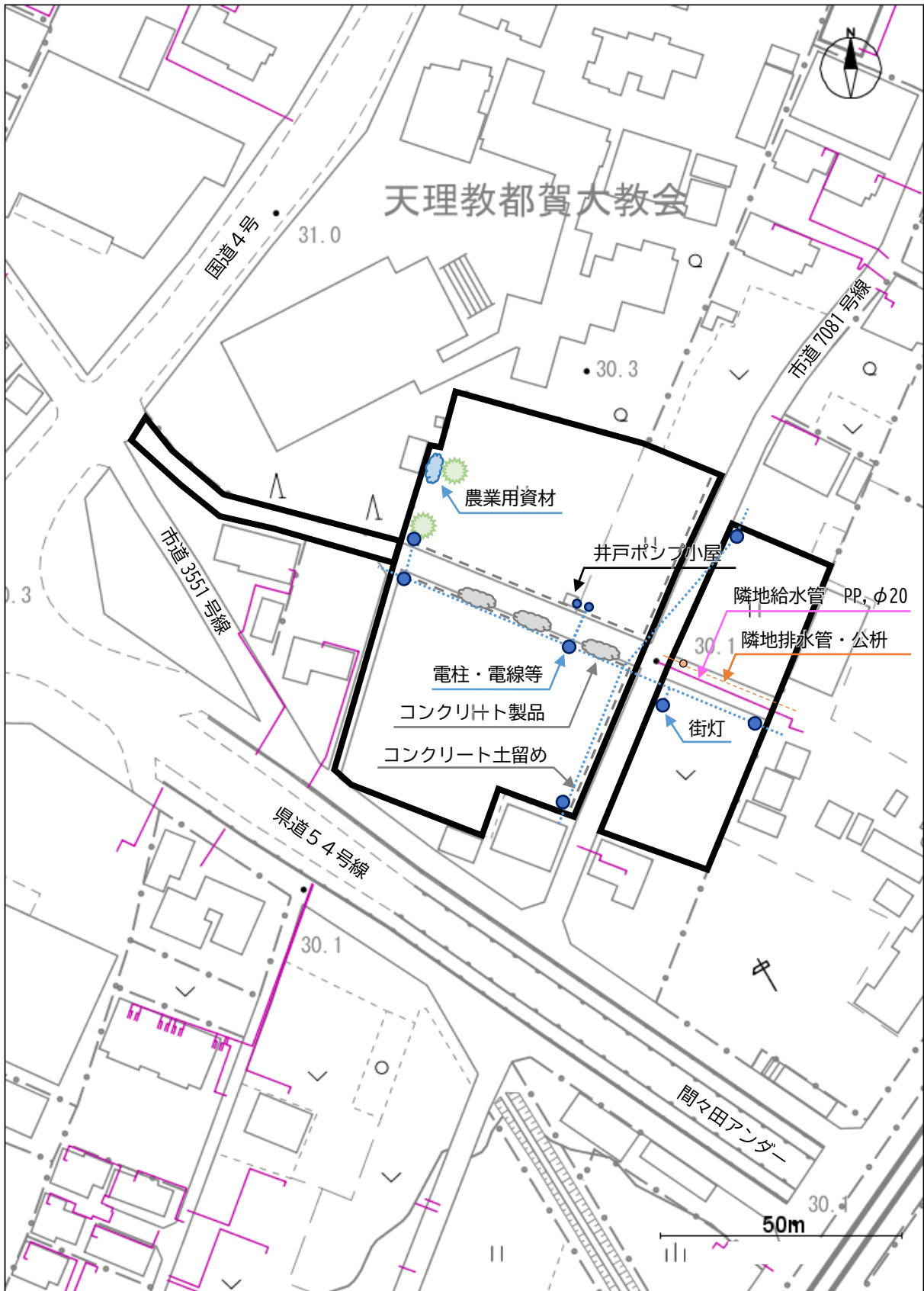
添付資料3-2. 周辺インフラ整備図(下水道)



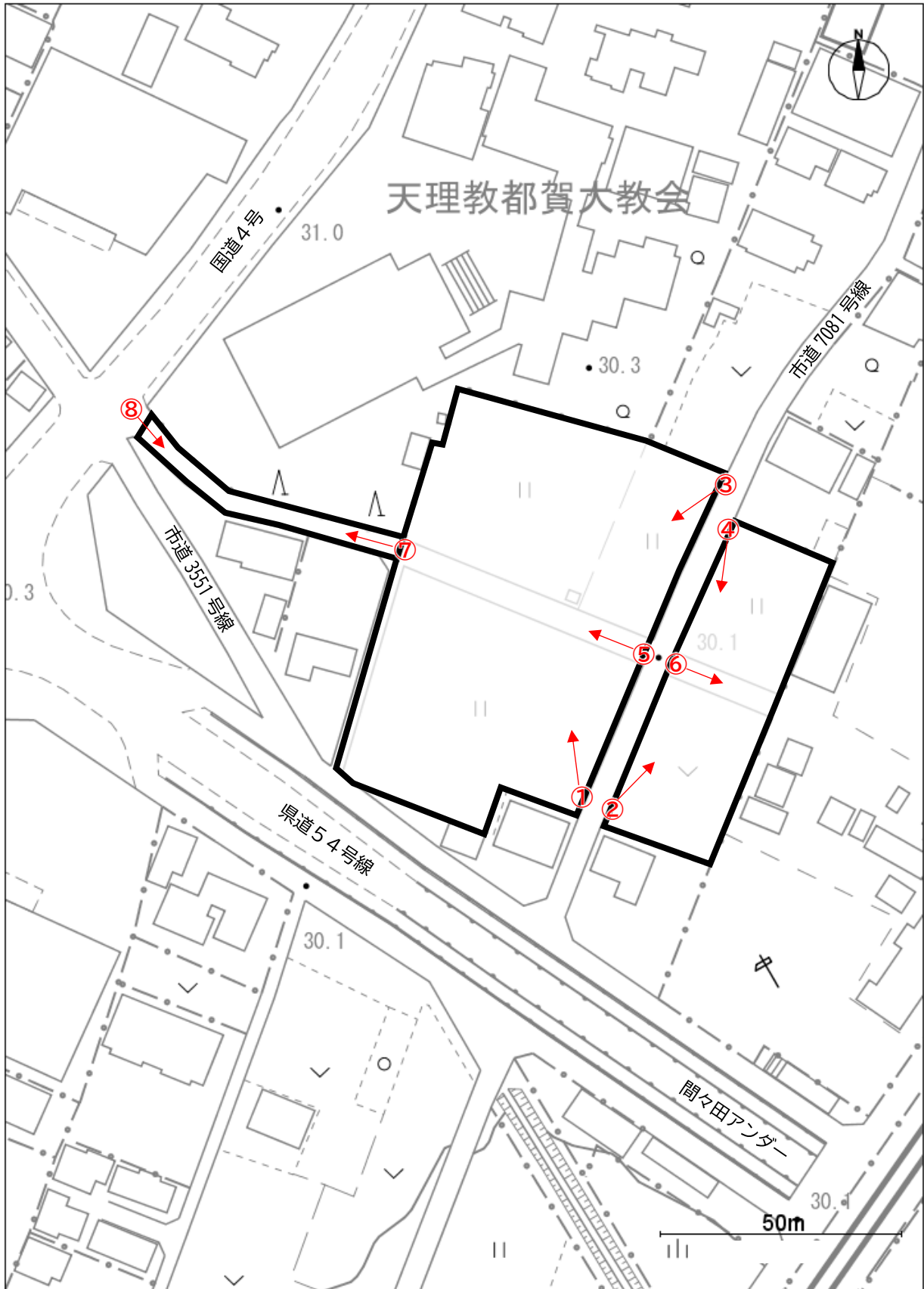
※参考図(必ず現地調査を行ってからご利用ください)



添付資料4. 確認済みの主な構造物・地下埋設物



添付資料5. 敷地現況写真





①



②



③



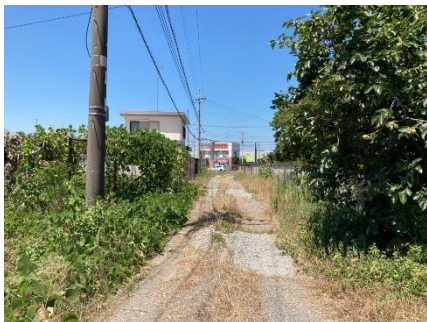
④



⑤



⑥



⑦



⑧

添付資料6. 現保育所の施設概要、児童数・職員数

(1) 施設概要

	間々田北保育所	網戸保育所
住 所	大字間々田 2443-1	大字網戸 758-1
建 築 年	昭和 54 年 (1979 年)	昭和 51 年 (1976 年)
構 造	鉄骨造	鉄骨造
階 数	地上 1 階建	地上 1 階建
延床面積	568 m ²	462 m ²
敷地面積	2,250 m ²	2,077 m ²

(2) 児童数・職員数

令和5年5月1日現在

		間々田北保育所	網戸保育所	計	
児童	0歳児	6	4	10	
	1歳児	11	6	17	
	2歳児	14	11	25	
	3歳児	13	15	28	
	4歳児	11	10	21	
	5歳児	16	10	26	
	合計	71	56	127	
職員	保育士	所長	1	1	2
		主任	1	1	2
		正職	5	5	10
		会計年度フルタイム	7	5	12
		会計年度短時間	3	3	6
		朝夕パートタイム	4	3	7
		(小計)	(21)	(18)	(39)
	調理員	3	3	6	
	用務員	1	1	2	
	合計	25	22	47	

※ 職員数はフルタイムに換算した場合の実働人数であり、実際の職員数はこれより多い。

添付資料 7. 現保育所の年間行事

現在の保育所の年間行事は以下のとおりである。現保育所施設外での行事も含んでいる。

※ 以下の他に、毎月、誕生会・身体測定・避難訓練を行っている。

※ (保)：保護者が参加する行事を示す。

(1) 間々田北保育所

月	内容	月	内容
4	入所式 (保)、 こども蛇まつり	10	運動会 (保)、十三夜、 尿検査、内科・歯科検診
5	交通安全研修 引渡し訓練 尿検査、内科・歯科検診	11	七五三
6	プール開き	12	発表会 (保)、マラソン大会、 クリスマス会
7	七夕、夏のお楽しみ会	1	お正月遊び、修了記念撮影
8	プール納め	2	節分
9	十五夜	3	ひな祭り お別れ会、修了式 (保)、進級式

(2) 網戸保育所

月	内容	月	内容
4	入所式 (保)	10	親子遠足 (保)、 十三夜、ハロウィン、 尿検査、内科・歯科検診、
5		11	健康フェスティバル、 七五三
6	運動会 (保) プール開き 尿検査、内科・歯科検診	12	発表会 (保)、マラソン大会、 クリスマス会
7	七夕、夏祭り	1	お正月遊び
8	プール納め	2	節分
9	十五夜	3	ひな祭り お別れ会、修了式 (保)、進級式

添付資料8. 遵守すべき法規制等

遵守すべき法規制等は以下のとおりである。各法規制等は最新版を適用すること。
なお、以下への記載の有無に関わらず、本業務に必要な法規制等については遵守すること。

(1) 法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）
- ・ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）
- ・ 児童の権利に関する条約（平成 6 年批准）
- ・ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法

(2) 条例

- ・ 栃木県建築基準条例（昭和 57 年岐阜県条例第 2 号）
- ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 11 年栃木県条例第 25 号）
- ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）
- ・ 小山市環境基本条例（平成 9 年小山市条例第 2 号）
- ・ 小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 11 年小山市条例第 20 号）
- ・ 小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年小山市条例第 21 号）
- ・ 小山市地区まちづくり条例（平成 17 年小山市条例第 5 号）
- ・ 小山市景観条例（平成 20 年小山市条例第 2 号）
- ・ 小山市開発行為の許可基準に関する条例（平成 17 年小山市条例第 6 号）
- ・ 小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 61 年小山市条例第 3 号）
- ・ 小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年小山市条例第 39 号）
- ・ 小山市火災予防条例（昭和 37 年小山市条例第 13 号）
- ・ 小山市保育所条例（昭和 62 年小山市条例第 3 号）

(3) 参考基準・指針等

特に記載のないものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定のものである。

- ・ 小山市建築基準法施行細則（昭和 56 年小山市規則第 1 号）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 敷地調査共通仕様書及び参考資料
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 構内舗装・排水設計基準

- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ E の数値を算出する方法並びに V0 及び風力係数の数値を定める件
(平成 12 年建設省告示第 1454 号)
- ・ 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1458 号)
- ・ 改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針 (一般財団法人日本建築防災協会)
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
(一般財団法人日本建築センター、独立行政法人建築研究所監修)
- ・ ZEB ガイドライン (一般社団法人環境共創イニシアチブ)
- ・ エネルギー消費性能計算プログラム解説
(国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所)
- ・ 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 (一般社団法人日本公園施設業協会)
- ・ 公共測量 作業規程の準則 解説と運用 (公益社団法人日本測量協会)
- ・ 道路の移動等円滑化整備ガイドライン (国土交通省道路局)
- ・ 建築設計業務委託共通仕様書 (栃木県県土整備部建築課)
- ・ 栃木県業務委託共通仕様書 (栃木県県土整備部技術管理課)
- ・ 栃木県土木工事共通仕様書 (栃木県県土整備部技術管理課)
- ・ 用地調査等標準仕様書 (栃木県県土整備部用地課)
- ・ 栃木県リサイクル認定製品認定制度実施要綱 (栃木県環境森林部資源循環推進課)
- ・ 栃木県開発許可事務の手引 (栃木県県土整備部都市計画課)
- ・ 小山市宅地開発指導要綱 (平成 17 年小山市規程第 26 号)
- ・ 小山市建設工事検査規程 (平成 8 年小山市規程第 16 号)
- ・ 小山市建設工事監督執務要領 (小山市理財部契約検査課)
- ・ 小山市景観計画 (小山市都市整備部都市計画課)
- ・ 保育所保育指針 (平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)
- ・ 小山市子ども・子育て支援事業計画 (小山市保健福祉部子育て家庭支援課)
- ・ その他の関連要綱・各種基準等



小さな自慢が
山ほどあります